

日本接着歯学会学会功労賞授賞規程

1. 会則第 29 条に基づき、学会功労賞の授賞規程を定める。
 2. 本賞は日本接着歯学会において、学会活動ならびに会務に永年、多大に貢献し、特に功労が顕著であったと認められる者に授与するものである。
 3. 本賞授賞候補者の選考は常任理事会の議に委ねるものとする。
 4. 授賞者の決定は理事会の議するところによる。
 5. 本賞の授与は年次総会において行い、受賞者には賞状及び副賞を授け表彰する。
- 付 則 本規程は平成 13 年 1 月 27 日から施行する。

日本接着歯学会学術功労賞選考規程

1. 会則 29 条に基づき、学術功労賞の選考規程を定める。
 2. 本賞は日本接着歯学会において、学会活動に大きく貢献し、その上、接着歯学に関連した独自の領域において、顕著な業績を上げた者に授与するものである。
 3. 本賞授賞の対象となる候補者は理事の推薦を受けるものとする。推薦にあたっては推薦理由を明記した所定の推薦書を推薦理事の署名、捺印の上、提出する。
 4. 本賞授賞対象者の選定にあたっては、当該年度毎に学術功労賞候補者選考委員会（以後、選考委員会と呼ぶ）を組織し、本賞授賞に相応しい者を選考する。
 5. 選考委員会は本学会理事 7 名の委員で構成するものとし、常任理事会はこれら委員を選出し、会長が委嘱する。
 6. 本選考委員会に、委員長及び副委員長をおく。
 7. 委員長には常任理事がこれにあたり、副委員長には委員長が指名した者をあてる。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 8. 最終選考にあたっては、委員長を除く 6 名の委員の投票により、授賞候補者の適否を決定する。ただし、得票同数の場合は、委員長の決するところによる。
なお、選考にあたり当該年度に授賞対象者及び候補者が見当たらない場合には、その旨常任理事会に報告するものとする。
 9. 委員長は委員会の選考過程及び選考結果を常任理事会に報告し、会長はこれを受け選考内容を理事会ならびに評議員会において報告するとともに、本賞授賞者の審議を委ねる。
 10. 本賞の授与は年次総会において行い、受賞者には賞状及び副賞を授け表彰する。
- 付 則 本規程は平成 12 年 1 月 21 日から施行する。
本規程は平成 13 年 1 月 27 日から一部改正施行する。

日本接着歯学会学術奨励賞選考規程

1. 会則第 29 条に基づき、学術奨励賞の選考規程を定める。
2. 本賞は接着歯学の発展に寄与する優れた学術論文を発表した者で、さらに将来への発展性が十分期待され得る若手研究者に授与するものである。
3. 本賞の選考にあたっては、論文審査制をとり、自薦または会員の推薦および接着歯学編集委員会で推薦された原著論文で、過去 2 年間に発表されたものを選考対象とする。
4. 応募者の資格は次の各号に該当する者とする。
 - 1) 3 年以上の会員歴を有すること。
 - 2) 40 歳未満であること。
 - 3) 筆頭著者であること。
5. 本賞授賞対象者の選考にあたっては、当該年度毎に学術奨励賞候補者選考委員会（以後、選考委員会と呼ぶ）を組織し、本賞授賞に相応しい者を選考する。
6. 選考委員会は編集担当常任理事を含む理事 7 名で構成するものとする。常任理事会は編集担当常任理事を除く 6 名の理事を選考委員として選出し、会長がこれを委嘱する。
7. 本選考委員会に、委員長と副委員長をおく。

8. 委員長には常任理事がこれにあたり、副委員長には委員長が指名した者をあてる。副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
 9. 最終選考にあたっては、委員長を除く6名の委員の投票により、授賞候補者の適否を決定する。ただし、得票同数の場合は委員長の決するところによる。
 10. 委員長は授賞候補者について委員会の選考過程および選考結果を常任理事会に報告し、会長はこれをうけ選考内容を理事会・評議員会において報告するとともに、本賞授賞者の審議・決定を委ねる。
 11. 本賞の授与は年次総会において行い、受賞者には賞状および副賞を授け表彰する。
- 附則 本規程は平成12年1月21日から施行する。

日本接着歯学会学術奨励賞施行細則

1. 本細則は、日本接着歯学会学術奨励賞の選考にあたり、必要な事項を定めるものである。
2. 応募者の年齢は、応募締め切り日における満年齢とする。
3. 対象となる論文は過去2年間（応募要領掲載機関誌発行号より遡及）に本学会の機関誌に掲載されたものとする。
4. 候補者は締め切り日までに対象となる論文別刷10部と別に定める書類（様式1）を添えて申請する。
5. 共著論文の場合には共同研究者の同意が得られ、その旨の書類（様式2）を提出するものとする。
6. 候補者は自薦・他薦を問わず、学会長に候補者推薦書（様式3）を提出するものとする。
7. 授賞者数は、毎年度2名以内とする。
8. 応募要領については、本学会機関誌“接着歯学”毎年度第1号（4月15日発行）に掲載する。

この細則の施行期日は平成12年1月21日とする。

この細則の一部改訂施行期日は平成17年4月1日とする。